

監事の意見

平成25事業年度

年金積立金管理運用独立行政法人

監査報告書

平成 26 年 6 月 23 日

年金積立金管理運用独立行政法人
理事長 三 谷 隆 博 殿

年金積立金管理運用独立行政法人

監 事 吉 江 純 彦^印

監 事 石 澤 照 久^印

独立行政法人通則法第 19 条第 4 項及び同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの平成 25 事業年度の会計及び業務に関する監査を行いました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

(1) 会計の監査

独立行政法人通則法第 38 条第 1 項及び第 2 項に定める財務諸表、事業報告書、決算報告書について、明細資料の提出や関係帳票の提示を求め、表示内容の妥当性の検討を行いました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を適切に整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を受けました。

(2) 業務の監査

日常的には、理事長・理事、監査室、その他の職員と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努め、経営管理会議・企画会議その他重要な会議及び委員会への出席、運用委員会の傍聴、決裁文書等の閲覧、四半期ごとの「中期計画・年度計画の目標達成に向けた進捗・達成状況」を確認するとともに、必要に応じて追加資料の提出や説明を求め、業務及び財産の状況を調査しました。

年金積立金の管理運用体制の整備・強化、業務の質向上及び業務運営の効率化に向けた取組みについては、管理・運用業務の P D C A サイクルのプロセスを検証することにより、その内容について検討を加えました。また、「独立行

政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)・「独立行政法人の抜本的な見直しについて」(平成21年12月25日閣議決定)・「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、監事による監査が定められたことを踏まえ、法人の講ずべき措置が適切に実施されているかについて確認、検証しました。

内部統制については、理事長の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な内部統制の整備及び運用状況を監視、検証しました。

これらを踏まえ、理事長・理事と意見を交換いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 法人全体及び厚生年金勘定、国民年金勘定、総合勘定ごとの貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して作成されており、法人全体及び各勘定の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示しているものと認めます。
- (2) 各勘定に係る利益の処分に関する書類(案)については法令に適合しているものと認めます。
- (3) 事業報告書は、財政状態及び業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 各勘定に係る決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (5) 会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (6) 業務の執行状況は、中期計画・年度計画に沿って、適正かつ効率的な運営に努めているものと認めます。
- (7) 独立行政法人に求められた事務・事業の見直し、資産・運営等の見直しについて法人の講ずべき措置は、着実に推進されているものと認めます。
- (8) 内部統制に関する理事長の職務の執行について指摘すべき事項は認められません。
- (9) その他、独立行政法人通則法、年金積立金管理運用独立行政法人法等の関係法令及び業務方法書に違反する重大な事実はありません。

以上